

資料3	令和5年7月13日
	第32期青少年問題協議会 第1回定例協議会

「豊島区青少年問題協議会」の位置づけについて

1. 「豊島区子ども・若者総合計画」について

平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン」「豊島区子ども・若者計画」の計画期間満了に伴い、豊島区基本計画における子ども若者分野の計画として、令和 2 年 3 月に「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度）を策定した。本計画は、子ども・若者、子育て施策を推進するための総合計画として、以下の法令に基づく市区町村計画として位置付けるものである。

《関連法令における「豊島区子ども・若者総合計画」の位置付け》

- ①「次世代育成支援対策推進法」第 7 条に基づく行動計画
- ②「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ③「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に基づく子ども・若者計画
- ④「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく子どもの貧困対策計画
- ⑤「豊島区子どもの権利に関する条例」第 30 条に基づく子どもの権利推進計画

2. 「豊島区青少年問題協議会」について

上記 1 のとおり各種法令に基づく総合的な計画となっている。そのため、計画の検証・推進にあたっては、複数の会議体において各所掌事項について検証し、その結果を踏まえて区が施策を推進する。「豊島区青少年問題協議会」は、子ども・若者総合計画全体（特に、計画第 3 章）の点検・検証および次期計画の検討を行う。

◆計画の推進体制のイメージ図

